

主 文
本件抗告を棄却する。
理 由

本件抗告の理由は、別紙抗告理由書記載のとおりである。
本件記録によれば、昭和四〇年八月二五日抗告人は、濱名板紙株式会社より金三〇万円を借り受け、同時に抗告人はその所有にかかるとして、本件手続の目的物件たる各不動産に右債権を被担保債権とする抵当権設定契約を締結し、昭和四〇年九月七日その旨の抵当権設定登記を了したと、右債権者濱名板紙株式会社は昭和四一年八月その旨の抵当権移転登記を了したと、右濱名紙業株式会社はさらに昭和四二年一月二〇日、右債権譲渡を受けた債権ならびに抵当権を本件手続の債権者である有限会社大石商事に譲渡した旨の通知を了したと、そのして右濱名紙業株式会社に昭和四二年四月二七日に内容証明郵便で抗告人に対し、前記債権ならびに抵当権を有限会社大石商事に譲渡した旨の通知をなしたことが認められるが、最初濱名板紙株式会社が、同社から濱名紙業株式会社に債権譲渡したことにつき、その旨の通知を抗告人に対しなした事実については、これを認めるに足る資料はない。
ところで、本件記録によれば、本件手続の債務者たる抗告人は、昭和四二年五月三〇日、通知書と題する書面を内容証明郵便にて有限会社大石商事に送付しており、右書面によれば、「当社（債務者たる抗告人）と濱名板紙株式会社との間に昭和四〇年八月二五日締結したる金員借用抵当権設定契約に基づく債権額金三〇〇万円也の抵当権は債権と共に昭和四一年八月六日濱名板紙株式会社より濱名紙業株式会社に譲渡され、昭和四一年八月九日静岡地方法務局濱名支局申請受付第二三三七号により抵当権付債権譲渡の登記をなされたものを、濱名紙業株式会社より更に貴社が昭和四二年一月二〇日前記の抵当権付債権の譲渡を受けられた様ですが、此の件に付解決したいが為、貴殿が濱名紙業株式会社に有する債権の明細書を当方に回答願いたく通知する。」旨記載されているが認められる。
右事実に冒頭認定の事実を併せ考えると、債務者たる抗告人は、冒頭認定のとおり、本件債権ならびに抵当権の各譲渡がそれぞれなされたことを了知しており、この認識を右通知書において表示しているのであるから、これをもつて抗告人は右各債権譲渡の承諾をなしたものと認めるのを相当とすべく、また右承諾の通知は、〈要旨〉濱名板紙株式会社から濱名紙業株式会社になされた債権譲渡の関係では、右両社以外の有限会社大石商事に対しなされているのであるが、すでに認定したとおり、本件では右濱名紙業株式会社から更に有限会社大石商事に前記のとおり債権ならびに抵当権の譲渡がなされているのであるから、かかる場合には、右濱名紙業株式会社に対し債権譲渡の承諾をすることと実質的に異なる同社の特定承継人である有限会社大石商事宛になされた承諾の通知も債権譲渡の對抗要件として適法なものといわねばならない。

そうすると、濱名板紙株式会社と濱名紙業株式会社間の本件債権譲渡についても、有限会社大石商事はその債務者たる抗告人に対し對抗できるものといらべきである。

なお、記録を精査するも他に原決定を取り消さねばならないような違法の点も存しないから、本件抗告は失当として棄却すべきものである。
よつて、主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 青木義人 裁判官 高津環 裁判官 弓削孟)